交野市介護予防・日常生活支援総合事業
事業者向け説明会

平成28年10月25日

交野市福祉部高齢介護課

交野市の状況

交野市の人口の推計

交野市の人口は減少傾向にあります。

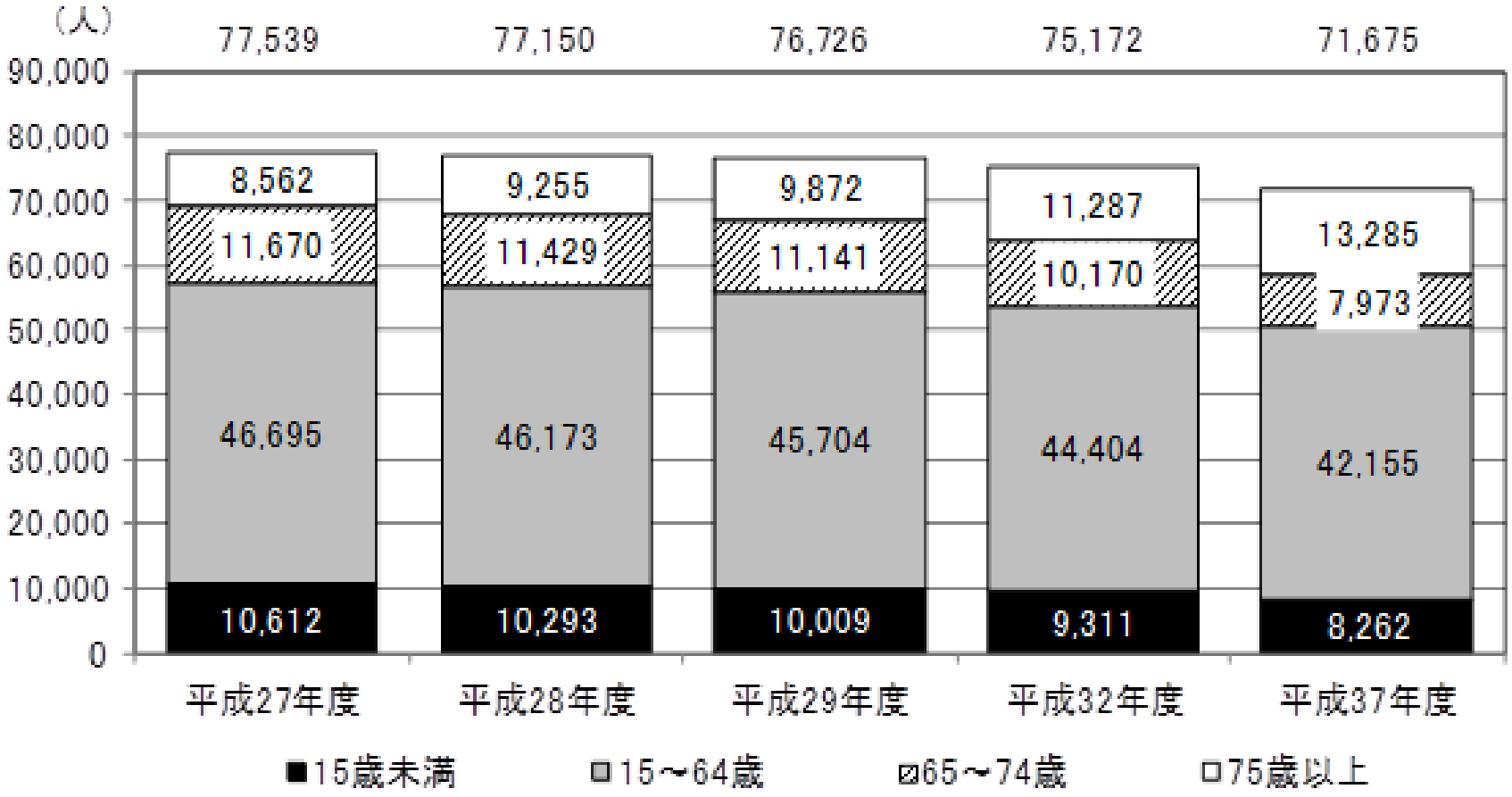

人口の推計の構成比

人口構成別にみると**15歳未満及び15～64歳は減少傾向**であるのに対して、**65歳以上が増加傾向**にあります。

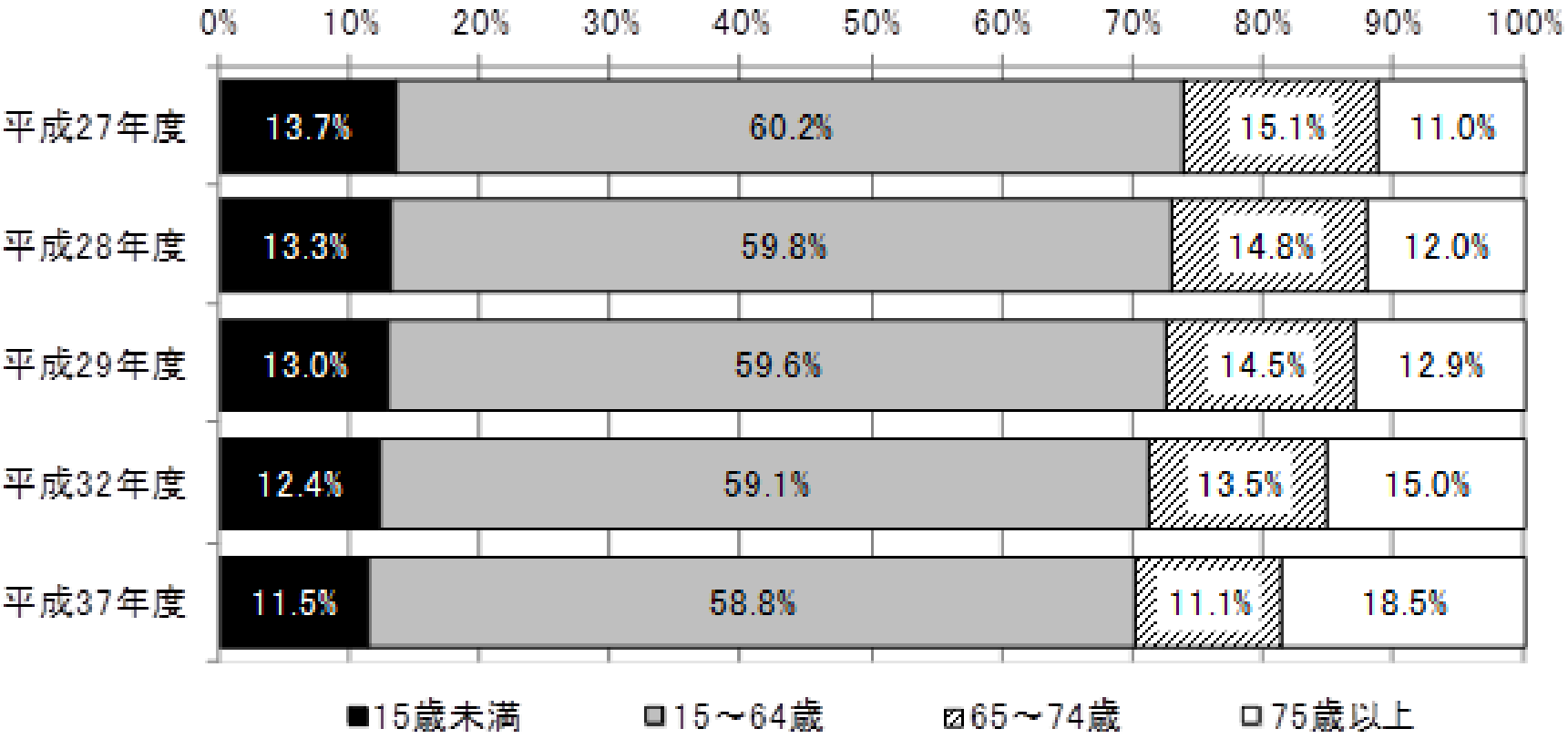

交野市の要介護認定者数の推計

要介護認定者数は**増加**します！！

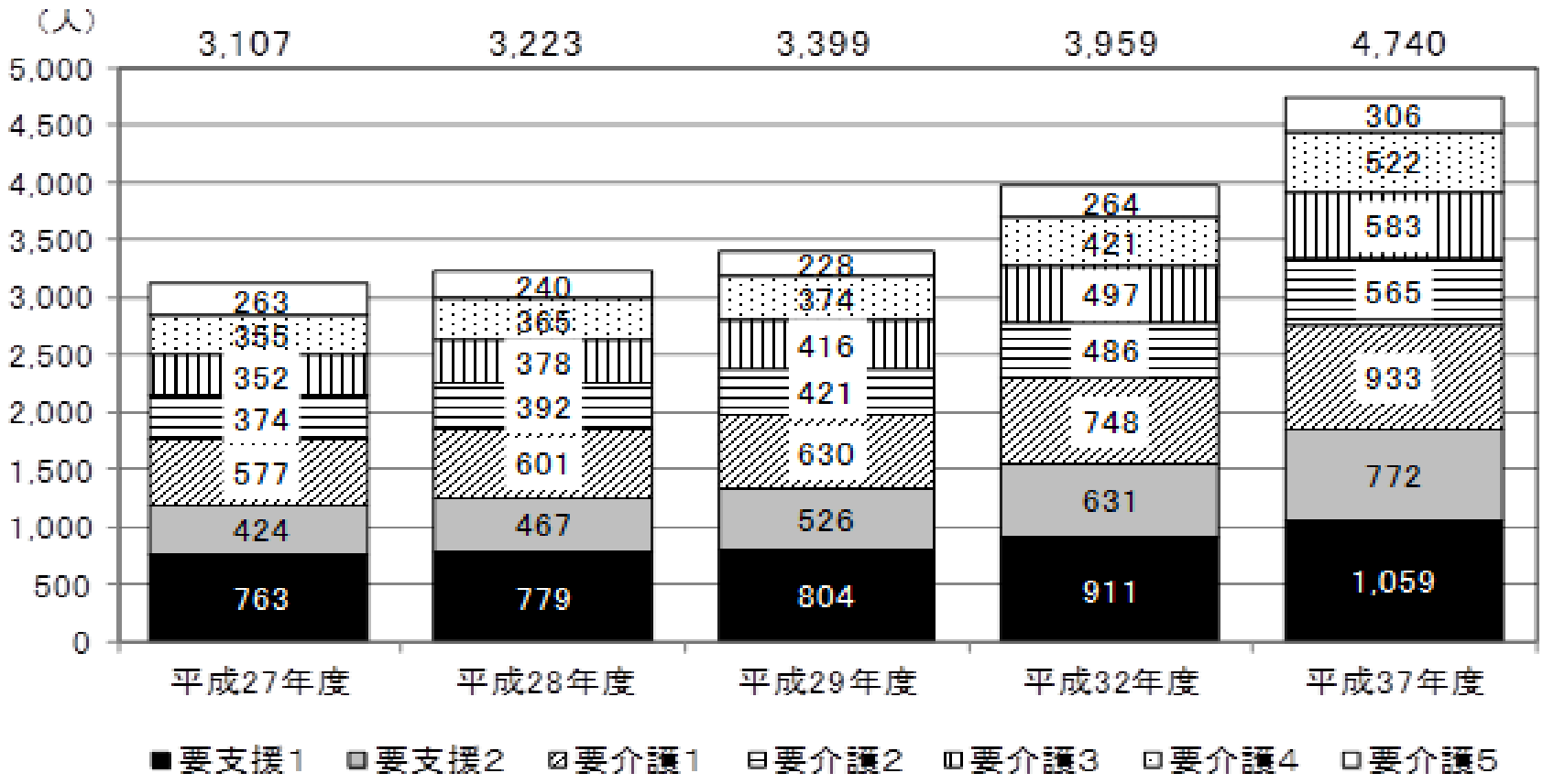

介護予防･日常生活支援総合事業の目的･概要

地域包括ケアシステム

○　団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。

○　今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。

○　人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。

地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要です。

地域包括ケアシステムの姿

総合事業の目的

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、多様な主体による多様なサービスを充実することにより、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を目指します。

★多様なニーズに対応した多様なサービスを提供し、生活の安心を確保

★介護予防を推進し、高齢者の自立を促進

予防給付から総合事業への移行

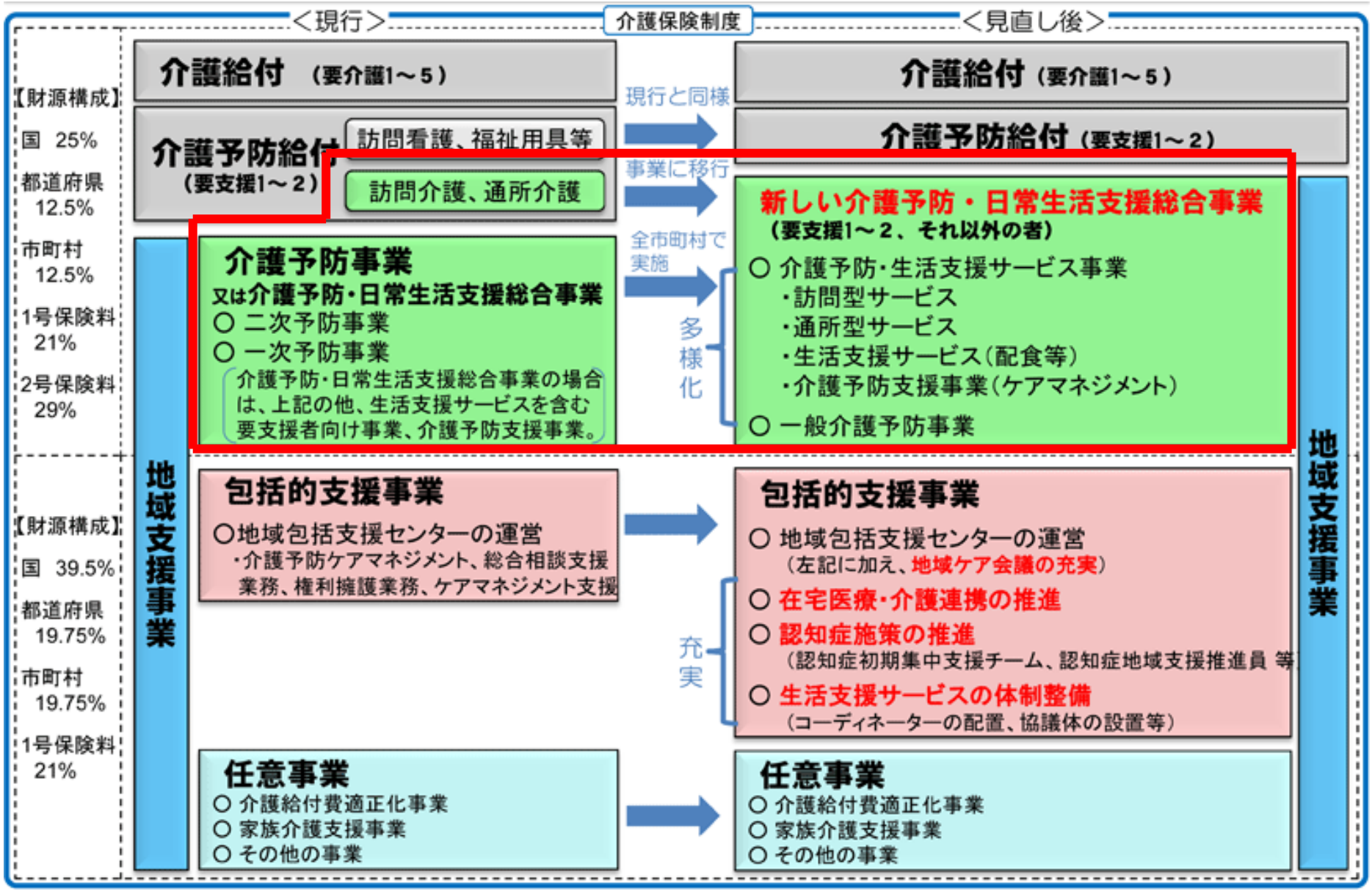

予防給付の訪問介護・通所介護の移行

　要支援者に対する全国一律の**予防給付の訪問介護・通所介護のサービスについて、市町村が実施する地域支援事業に移行**し、多様な主体による多様なサービスの提供により高齢者を支援します。

※訪問介護・通所介護以外のサービス（訪問看護・福祉用具貸与等）は、引き続き予防給付としてサービス提供を継続します。

交野市介護予防･日常生活支援総合事業
（サービス事業）

サービス類型（全体像）

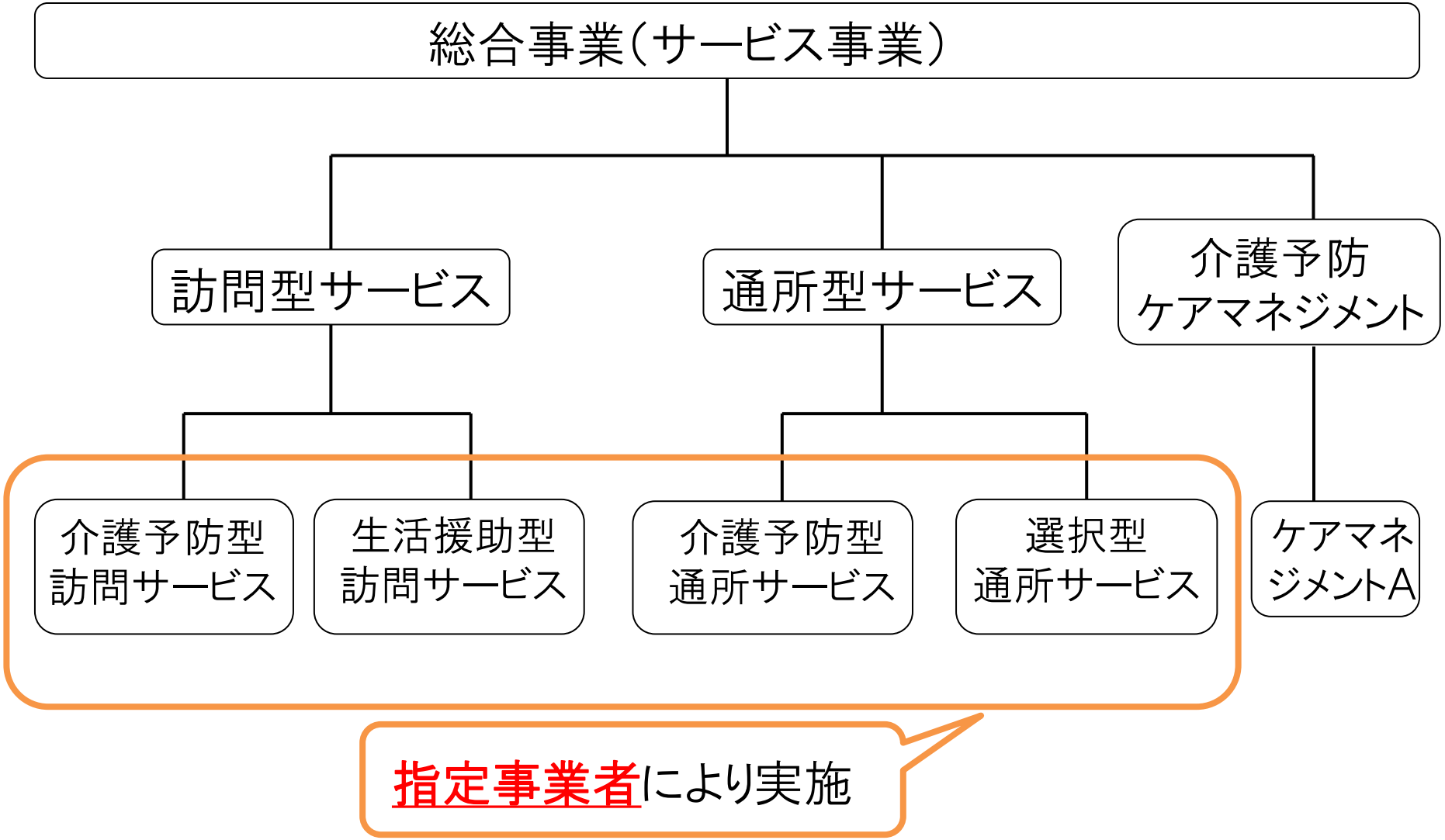
総合事業（サービス事業）
訪問型サービス
通所型サービス
介護予防
ケアマネジメント
介護予防型
訪問サービス
生活援助型
訪問サービス
介護予防型
通所サービス
選択型
通所サービス
ケアマネ
ジメントA
指定事業者により実施

訪問型サービス

①介護予防型訪問サービス

- 現行の介護予防訪問介護に相当するサービスで、**有資格者**の訪問介護員等による**身体介護・生活援助**
- 身体介護が必要な方及び心身の疾患等で特別な配慮が必要な場合等、介護の専門職による支援が必要な方へのサービス

②生活援助型訪問サービス

- 市が定めた研修を受講した従事者等による**生活援助**

  ※生活援助型訪問サービスでは、身体介護は出来ません。
- 生活援助のみの場合は、原則生活援助型訪問サービスを利用
- 15分未満、15分以上30分未満、30分以上45分未満、45分以上の単位で利用

訪問型サービスの概要

類型	①介護予防型訪問サービス	②生活援助型訪問サービス
サービス内容	介護職員初任者研修修了者等、有資格者による身体介護・生活援助	・本市が定めた研修を修了した者等が実施する生活援助 ・15分未満、15分以上30分未満、30分以上45分未満、45分以上の単位で利用
対象者とサービス提供の考え方	・**身体介護が必要な方** ・生活援助のみ利用でも、心身の疾患等で特別な配慮が必要な場合等介護の専門職による支援が必要な方 ※理由書の提出が必要	・掃除、買物等の**生活援助のみが必要な方** ・生活援助のみが必要な場合は、原則生活援助型訪問サービスを利用
実施方法	事業者指定	事業者指定
サービス提供者	介護職員初任者研修修了者 介護福祉士	本市が定める研修終了者 （①のサービス提供者も可）

通所型サービス

①介護予防型通所サービス

●現行の介護予防通所介護に相当するサービスで、入浴・排泄・食事等生活上の支援及び日常生活機能向上のための機能訓練など

●身体介護が必要な方及び心身の疾患等で特別な配慮が必要な場合等、介護の専門職による支援が必要な方へのサービス

②選択型通所サービス

●介護予防に資する「元気アップ体操」又は「機能訓練（レクリエーションを含む）」を必須サービスとし、必要に応じて、送迎・入浴・食事の各サービスを選択できるようにする。

通所型サービスの概要

類型	①介護予防型通所サービス	②選択型通所サービス
サービス内容	入浴、排せつ、食事等の介助や、専門職による機能訓練等を含んだ通所サービス	介護予防に資する**「元気アップ体操」又は「機能訓練（レクリエーションを含む）」を必須サービス**とし、必要に応じて、送迎・入浴・食事の**各サービスを選択**
対象者とサービス提供の考え方	・身体介護が必要な方 ~~・身体介護が必要ではないが、心身の疾患等で特別な配慮が必要な場合等、介護の専門職による支援が必要な方~~ ~~※理由書の提出が必要~~	・身体介護が必要でない方は原則選択型通所サービスを利用 ・必要なサービスのみ利用
実施方法	事業者指定	事業者指定
サービス提供者	規定なし	規定なし

元気アップ体操とは

元気アップ体操は、地域の集会所や公民館などで行っている交野市のオリジナル体操です！

●現在、３２か所・３７グループが取り組んでいます。

●サービス事業所で実施することで、地域に戻った時に継続して実施することができ、身体機能の維持や社会参加につながります。

介護予防ケアマネジメント

（具体的な介護予防ケアマネジメント（アセスメント、ケアプラン等）の考え方）

①原則的な介護予防ケアマネジメントのプロセス（ケアマネジメントＡ）	
・介護予防・生活支援サービス事業の指定を受けた事業所のサービスを利用する場合 ・訪問型サービスＣ、通所型サービスＣを利用する場合 ・その他地域包括支援センターが必要と判断した場合	アセスメント →ケアプラン原案作成 →サービス担当者会議 →利用者への説明・同意 →ケアプランの確定・交付（利用者・サービス提供者へ） →サービス利用開始 →モニタリング（給付管理）
②簡略化した介護予防ケアマネジメントのプロセス（ケアマネジメントＢ）	
・①又は③以外のケースで、ケアマネジメントの過程で判断した場合（指定事業所以外の多様なサービスを利用する場合等）	アセスメント →ケアプラン原案作成 （→サービス担当者会議） →利用者への説明・同意 →ケアプランの確定・交付（利用者・サービス提供者へ） →サービス利用開始 →モニタリング（適宜）
③初回のみの介護予防ケアマネジメントのプロセス（ケアマネジメントＣ）	
・ケアマネジメントの結果、補助や助成のサービス利用や配食などのその他の生活支援サービスの利用につなげる場合 （※必要に応じ、その後の状況把握を実施）	アセスメント →ケアマネジメント結果案作成 →利用者への説明・同意 →利用するサービス提供者等への説明・送付 →サービス利用開始

※　（　）内は、必要に応じて実施

サービスの対象者

●要支援認定者

要介護認定で要支援1・2に認定された方

●事業対象者

基本チェックリストを実施し、事業対象者と判断された65歳以上の方

※サービスが利用できるのは、事業対象者で基本チェックリストアセスメントにてサービス利用が必要と判断された方（事業利用対象者）

※第2号被保険者（40～64歳の方）は必ず要支援認定を受ける必要があります

サービス利用の手続き

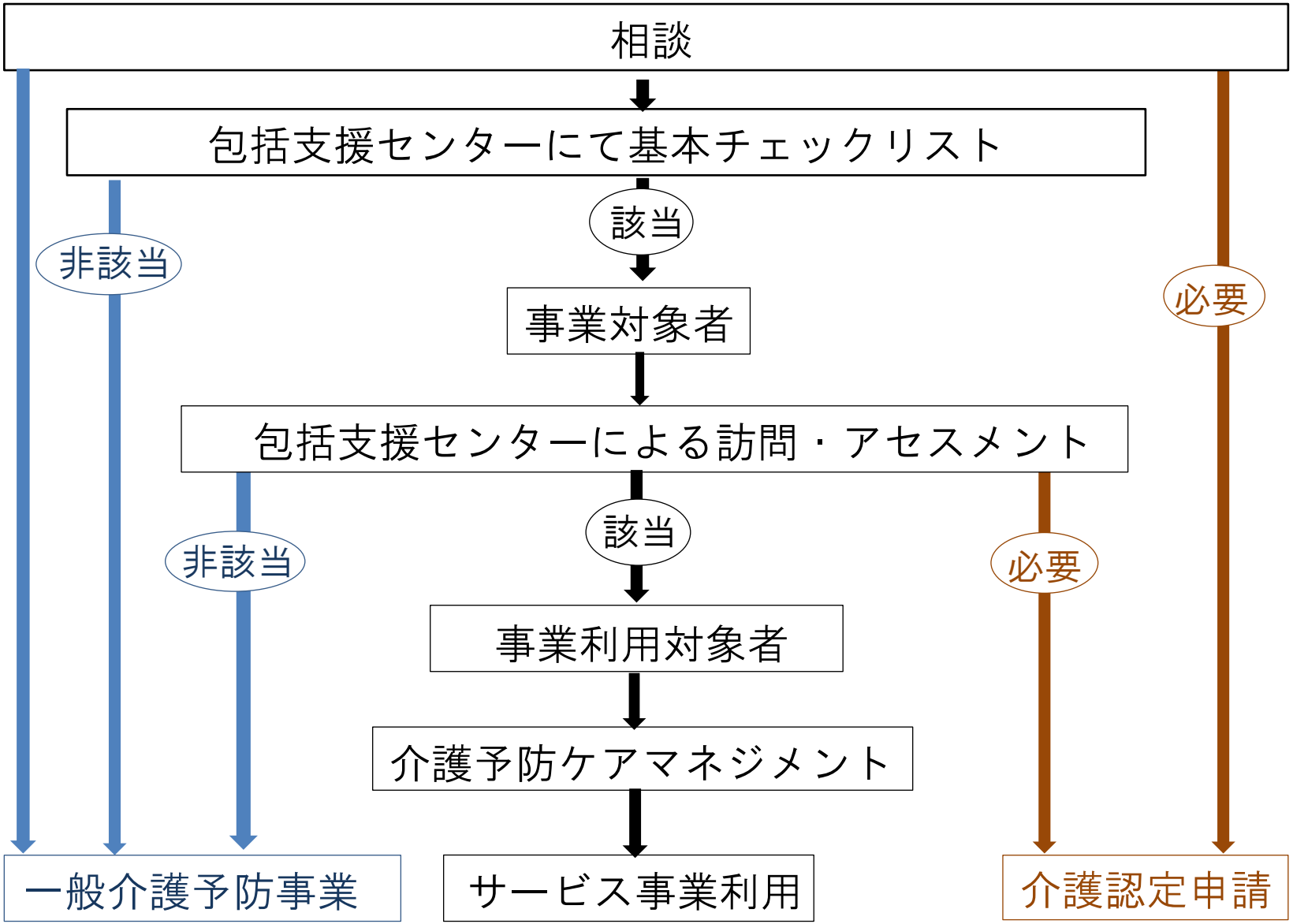
相談
包括支援センターにて基本チェックリスト
非該当
該当
必要
事業対象者
包括支援センターによる訪問・アセスメント
非該当
該当
必要
事業利用対象者
介護予防ケアマネジメント
一般介護予防事業
サービス事業利用
介護認定申請

●平成29年4月1日以降に新規申請で要支援に認定された方は、総合事業のサービス利用となります。

●更新申請で要支援に認定された方は、総合事業への移行の説明・勧奨を行いますが、経過措置として平成29年度末までは、予防給付を希望される場合

予防給付も利用できます。

●平成30年4月からは、予防給付としての訪問介護・通所介護はなくなり、要支援認定の全ての方が総合事業に移行します。